第四条の四　勤務時間法第六条第四項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2　各省各庁の長は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3　各省各庁の長は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、各省各庁の長は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4　各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一　職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二　前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

5　第四条第四項の規定は、第一項、第三項及び前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申告並びに第二項」とあるのは「第四条の四第二項に規定する申告並びに同条第三項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに同条第四項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。

第四条の五　勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

一　祖父母、孫及び兄弟姉妹

二　職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

2　勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童を養育する職員

二　勤務時間法第六条第四項第一号に規定する配偶者等であって、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第四条の六　第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第二項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に届け出なければならない。

2　前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に関し必要な事項は、事務総長が定める。

3　第四条の四第二項の規定は、第一項の届出について準用する。

第四条の七　第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第四条の五第二項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第五条第一項中「（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条第三項中「第六条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第九条第二項中「割り振り」の下に「、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り」を加える。

第十条第二号中「（矯正医官法第二条第二号に規定する矯正医官をいう。第三十一条の二第一項において同じ。）」及び「（矯正医官法第二条第一号に規定する矯正施設をいう。第三十一条の二第一項において同じ。）」を削る。

第十二条の二第一項中「第四条」の下に「、第四条の三から第四条の七まで」を加える。

第二十三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第六章を削り、第七章を第六章とする。

第三十二条の見出し中「及び第六章」を削り、同条中「第三条第一項」を「第三条、第四条の三」に改め、「（同項の規定を前条において読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第三項」を「第三項並びに」に改め、「並びに第三十一条の二第二項」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項中「第二条第四号」を「第三条第二項第二号」に、「第三条第四項（第三十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の割振り」を「第四条第三項又は第四条の四第四項」に、「第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の文書等」を

第四条の四第二項（第四条の六第三項において準用する場合を含む。）の証明書類	
第四条の六第一項の状況変更届	
第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の文書等	

に改める。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正前の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げる人事管理文書（前項の規定による改正後の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。